令和５年度いわき市まちづくり・未来づくり講演会
業務委託仕様書

１　目的

市内の NPO・ボランティア団体等の市民活動を促進し、市民一人ひとりが「主役」となる、協働によるまちづくりを推進することを目的として、まちづくり･未来づくり講演会を開催する。

２　業務委託の名称

令和５年度いわき市まちづくり・未来づくり講演会業務委託

３　業務委託の期間

契約締結の日から令和６年３月 31 日

４　事業の実施内容等

⑴　実施内容

①　各種研修会の開催

市民活動に関する研修や市民活動団体の課題解決につながる研修を行う。

②　交流会の開催

市民活動団体や企業等の相互交流を推進するための交流会を行う。

③　相談会の開催

市民活動への参加や活動に関する相談、市民活動団体の組織化・法人、運営に関する各種相談や支援を行う。

④　その他

市民活動を推進すると認められる事業を行う。

⑵　実施対象及び人数

市内の NPO・ボランティア団体及びまちづくりに興味のある者。

対象人数は、各内容とも 50 名程度とする。

⑶　実施日程

契約締結日から令和６年３月 31 日の間で受講者が受講しやすい日程（曜日・時間）を選定し、開催すること。

⑷　実施場所　いわき市内

⑸　回　　数　合計７回。

ただし、実施内容①～④について、各１回以上は行うものとする。

⑹　受講料等

原則、無料とする。ただし、交流会等において飲食等をプログラムに盛り込む場合には、食費等に相当する部分については参加料を徴取するものとする。

なお、参加料については、事前に市と協議するものとする。

5　委託内容

受託者が行う業務は次のとおりとする。

⑴　事業の実施に関すること

⑵　事業計画書の作成に関すること

⑶　講師や発表者の手配、並びに旅費及び謝金に関すること

⑷　資料の作成に関すること

⑸　受講者の募集、案内のうち、チラシ等のデータ作成に関すること

⑹　その他業務遂行にあたり必要な事項に関すること

6　提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を市が指定する日までに提出しなければならない。

⑴　着手届

⑵　完了届

⑶　事業報告書

7　成果品

受託者は委託事業及び委託契約終了後に次に掲げるものを成果品として、市へ提出しなければならない。

⑴　事業終了後

①　事業報告書（事業内容が把握できるもの）　１部

②　資　　料（事業で参加者に配布するもの）　１式

③　事業実施風景写真　１部

⑵　委託契約終了後

①　事業報告書をまとめた資料に参加者アンケートなどの事業効果を検証したものを加えたもの　１部

8　その他

・この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、市と受託者双方協議のうえ、別途決定するものとする。

・提案に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。

・業務の各過程においては、市と十分な協議、連携の上、行うこと。

・市は業務期間中、業務の進捗状況について、随時報告を求めることができるものとする。

・各事業の実施にあたっては、適宜新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分講じること。